

南三陸町復興整備協議会特別会議 議事録

日 時	今回（第9回）	平成25年 4月19日（金）13：30～14：00
	前回（第8回）	平成25年 2月25日（月）13：30～14：20
場 所	宮城県庁11階 第二会議室	
復興整備事業	集団移転促進事業（2地区） <ul style="list-style-type: none"> ① 荒砥地区防災集団移転促進事業 ② 袖浜地区防災集団移転促進事業 その他施設の整備に関する事業（1地区） <ul style="list-style-type: none"> ③ 名足地区災害公営住宅整備事業 <p>※ 東日本大震災復興特別区域法第49条第1項関係：①②（農地転用区域の変更） 同法第49条第7項関係：③（自然公園法の行為許可）</p>	
	南三陸町	副町長 遠藤 健治 企画課長 阿部 俊光 復興事業推進課長 及川 明
出席者	復興庁	宮城復興局 政策調査官 藤田 文彦 " 主査 児玉 昌也
	農林水産省	東北農政局 農村計画部農村振興課長 清水 一教 東北農政局 農村計画部農村振興課農村復興指導官 後藤 幸雄
	宮城県	土木部 都市計画課 技術補佐（総括担当） 藤田 仁 " 復興まちづくり推進室 技術補佐（総括担当） 小林 和重 " 復興住宅整備室長 岩崎 正一 農林水産部 農業振興課 技術副参事兼技術補佐（総括担当） 佐野 幸一 環境生活部 自然保護課 技術副参事兼技術補佐（総括担当） 清川 雄司 震災復興・企画部 地域復興支援課長 熊谷 良哉

○協議内容

1 開 会（宮城県震災復興・企画部地域復興支援課 副参事兼課長補佐（総括担当） 稲村 伸）

- ・出席者紹介
- ・会議の公開・非公開についての報告：会議を公開で行うことを報告
- ・傍聴人への注意

2 議 事

南三陸町復興整備協議会規約第7条により、南三陸町の遠藤副町長が議長となる。

(南三陸町副町長 遠藤)

それでは、ただいまから議事に入ります。

議事の流れといたしましては、まず、復興整備計画の全体について、事務局から説明いただき、質疑を行います。その後、本案では、東日本大震災復興特別区域法の規定に基づき、農地転用許可の特例に関する事項、自然公園の行為許可に関する事項がございますので、それぞれについて説明いただき、質疑を行います。

農地転用許可の特例措置のためには、農林水産大臣の同意が必要となりますので、同意状況についてご確認させていただきます。

最後に、復興整備計画全体について、了承いただけるかお諮りします。

それでは、南三陸町復興整備計画（案）について、事務局から説明願います。

(南三陸町事務局 企画課長 阿部)

【様式第2について、主に変更部分を説明】

(南三陸町副町長 遠藤)

ただ今、事務局から説明がありましたが、皆様からご意見、ご質問はありませんか。

(出席者一同)

<意見、質問無し>

(南三陸町副町長 遠藤)

今回の復興整備計画では、14ページ、15ページ（4-②）の記載のとおり、東日本大震災復興特別区域法第49条第1項の規定に基づき、農地法第4条第1項・第5条第1項の農地転用許可の特例措置を適用することとしておりますが、この点について事務局から説明願います。

(南三陸町事務局 復興事業推進課長 及川)

【様式第8別紙様式について説明】

(南三陸町副町長 遠藤)

ただ今、事務局から説明がありましたが、皆様からご意見、ご質問はございませんか。

(出席者一同)

<意見、質問無し>

(南三陸町副町長 遠藤)

この事項につきましては、東日本大震災復興特別区域法第49条第1項の規定に基づき、土地利用方針に係る農林水産大臣の同意を得ることとなっておりますが、東北農政局の清水農村振興課長様、いかがですか。

(東北農政局 農村振興課長 清水)

計画に記載された内容について、特に依存はありません。

(南三陸町副町長 遠藤)

では、この事項につきましては、農林水産大臣のご同意をいただいたものといたします。

次に、今回の復興整備計画では、14 ページ (4-②) に記載のとおり、東日本大震災復興特別区域法第 49 条第 4 項の規定に基づき、自然公園の行為許可の特例措置を適用することとしておりますが、この点について事務局から説明願います。

(南三陸町事務局 復興事業推進課 及川)

【様式第 17 について、主に変更部分について説明】

(南三陸町副町長 遠藤)

ただ今、事務局から説明がありました、宮城県の自然保護課から補足することはございませんでしょうか。

(宮城県環境生活部 自然保護課 技術副参事兼技術補佐 清川 雄司)

特に補足することはございません。

(南三陸町副町長 遠藤)

その他、皆様から御意見、御質問はございませんか。

(出席者一同)

＜意見、質問無し＞

(南三陸町副町長 遠藤)

ただ今の説明について、皆様から御意見、御質問はございませんか。

(出席者一同)

＜意見、質問無し＞

(南三陸町副町長 遠藤)

それでは最後に、今回の復興整備計画全体について、了承いただけますでしょうか。

(出席者一同)

異議なし。

(南三陸町副町長 遠藤)

では、今回の復興整備計画全体について、了承されました。

以上で、議事を終了いたします。

3 閉会 (宮城県震災復興・企画部地域復興支援課 副参事兼課長補佐 (総括担当) 稲村 伸)

○協議結果

- ・集団移転促進事業（2地区）の区域にかかる東日本大震災復興特別区域法第49条第1項に基づく農地転用区域の変更について協議会で了承された。
- ・その他の施設整備事業（1地区）の区域にかかる東日本大震災復興特別区域法第49条第4項に基づく自然公園の行為許可について協議会で了承された。